

熊取町告示第63号

制限付一般競争入札を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び契約規則（平成14年規則第12号）第4条の規定により公告します。

令和8年4月24日

熊取町長 藤原 敏司

記

1. 発注内容

- (1) 件名 熊取町公有財産売却支援等業務（R8-1）
- (2) 業務場所 熊取町野田4丁目地内 他
- (3) 履行期限 令和10年3月15日まで
- (4) 業務概要

本業務は、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」において歳入確保のための取組として公有財産の処分、活用を位置づけており、旧大原衛生公苑及び周辺地の売却を円滑に行うにあたり、売却に先立って売却範囲を確定し、土地の分合筆を行うことにより、売却対象物件が売却可能となるよう用地測量等を行うとともに、本町が公募により対象物件を売却するにあたり必要となる調査、情報の整理、資料の作成及び土地の鑑定評価を行うこと、また売却先との契約に必要な手続等について支援を行うことを業務委託するものです。

現在目的を終えたし尿処理施設である「旧大原衛生公苑」は建物除却を条件とする予定であることから、周辺の複数の土地を併せて売却することにより、周辺環境との調和を図るなどの売却条件を検討しつつ売却が可能となるよう、民間事業者としての知識に加え、経験や専門性を十分に生かすこと、また市場の幅広いニーズを拾い、速やかで確実かつ町として有利な売却を実現するため業務委託するものです。

①業務内容

- ・ 国土調査法申請地図等作成
- ・ 基準点測量 4級基準点
- ・ 水準点測量 3級水準測量
4級水準測量
水準点設置
- ・ 現地測量
- ・ 用地測量
- ・ 公共用地境界確定協議
- ・ 成果検定
- ・ 登記嘱託用図面作成
- ・ 権利者対応
- ・ 売却支援

- ・鑑定評価

②売却対象予定物件

- ・旧大原衛生公苑
- ・旧大原衛生公苑下三角地
- ・（仮称）世代間交流センター用地
- ・中央公園臨時駐車場

- (5) 予 定 価 格 ¥ 3 7, 7 3 0, 0 0 0 - (税抜)
- (6) 最 低 制 限 価 格 設定しない
- (7) 入 札 の 方 法 郵便入札
- (8) 入 札 保 証 金 免 除
- (9) 契 約 保 証 金 請負代金の10%に相当する額以上
ただし、契約規則第30条第1号から第6号に該当の場合は免除
- (10) 契 約 期 間 契約日から令和10年3月15日
- (11) 支 払 い 条 件 部分払い有り
- (12) 契 約 書 作 成 の 要 否 町において作成する。
- (13) 参 考 資 料 の 閲 覧 ○閲覧期限：令和8年5月13日から5月22日（窓口開庁時間に限る）
○閲覧場所：熊取町役場北館2階 総務課窓口
○閲覧資料：大原衛生公苑し尿処理施設整備工事図面（竣工図）等
※写しの交付やデータの提供はできません。閲覧したい日の前日までに総務課管財・処分グループあて電話連絡してください。
- (14) 入札の失格又は無効 ○失格：競争入札参加者心得第10条に該当する入札
○無効：入札参加資格がない者のした入札、入札に関する条件及び郵便入札の条件に違反した入札並びに競争入札参加者心得第11条に該当する入札

2. 入札参加資格

本業務の入札に参加できるのは単体企業のみとし、その資格は、熊取町建設工事等業者資格審査要綱第5条第3項の規程により令和8年度熊取町入札参加有資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」）に登録されている者で、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過した者を除く。）
- (2) 熊取町入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を、入札関係書類請求期限日から開札日までの間で受けていないこと。
- (3) 熊取町契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を、入札関係書類請求期限日から開札日までの間で受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧

法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は再生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。

(6) 所在地要件 大阪府内に営業所を有していること。

(7) 等級区分 「コンサルタント業務A等級(以下のいずれかの業務:測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務又は補償関係コンサルタント業務)」に登録があること。

(8) 同種業務受注実績 国、地方公共団体又は特殊法人等において公有財産売却支援業務又は同類似業務の受注実績があること。(公告日時点で契約済のものを含む)

3. 入札の日程等

(1) 入札関係書類 ①内容:業務設計図書等、及び熊取町制限付一般競争入札参加申請書兼誓約書、同種業務契約実績調書、入札書、競争入札参加者心得、注意事項説明書等 関係書類

②請求方法:「入札関係書類送付請求書」を熊取町ホームページからダウンロードし、必要事項を記載のうえ、FAXにて請求すること。(送信後には、必ず着信確認を行うこと。)

③請求期限:公告日から令和8年5月11日(月)正午まで

※FAXでの入札関係書類請求時点において、入札参加有資格者名簿の等級区分において「コンサルタント業務A等級」に登録がない場合は、入札関係資料の送付は行わない。

※請求は土曜、日曜日、祝日を除く平日9時~17時の間で行うこと。

④発送日:令和8年5月12日(火)

⑤発送方法:着払いによる郵送

(郵送費等受取時に支払いが必要となるものは請求者負担)

(2) 設計図書等に対する質問及び回答

①質問期間:令和8年5月26日(火)10時から16時まで

②回答日時:令和8年5月29日(金)15時

③回答方法:町ホームページへの掲載による。

※なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失については、本町は一切の責めを負わない。

- (3) 入札書等の送付 ①提出方法：一般書留又は簡易書留
②到着期限：令和8年6月5日（金）17時
③提出書類：Ⅰ 入札書
Ⅱ 業務内訳書
Ⅲ 熊取町制限付一般競争入札参加申請書兼誓約書
Ⅳ 領収証書の写し（入札関係書類の代金分）
Ⅴ 同種業務契約実績調書
- ※Ⅰ～Ⅳについては入札関係書類として送付する指定様式
※Ⅴについて、ホームページよりダウンロードして作成してください。
- (4) 入札書の送付先 大阪府泉南郡熊取町野田一丁目1番1号
熊取町役場総務部 総務課
- (5) 開札日時 令和8年6月8日（月）16時
- (6) 開札場所 大阪府泉南郡熊取町野田一丁目1番1号
熊取町役場北館3階 大会議室
- (7) 落札候補者 開札の結果、予定価格を超えず最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。また、同じ最低価格をもって入札した者が2者以上ある場合は、直ちに「くじ」により落札候補者を決定する。
- (8) 事後審査資料 落札候補者となった旨の通知を受けた者は、同種業務施工実績調書に記載した工事の契約書及び仕様書の写しを令和8年6月9日の17時までに総務課管財・処分グループに提出すること。
※指定した日時までに提出がないときは、その者の提出した入札書は無効となります。
※知られたくない事項が記載されている部分については、あらかじめマスキング等処理をして提出してください。
- (10) 落札者の決定 落札候補者から提出を受けた資料により、入札参加資格要件を満たしているか否かの確認を行う。最低価格入札者が当該要件を満たしていないときは、次順位者から順次確認し、審査を経て落札者とする。
- (11) 開札結果の公表 熊取町役場 本館1階 住民情報コーナーに掲載
(事後審査が終了し、落札者決定後に掲載します。それまでの問い合わせには一切応じられません。)

4. その他

- (1) 開札への立会いは、1者につき1名立会いが可能です。（代理人の場合は、委任状が必要です。熊取町ホームページからダウンロードしてください。）
- (2) 設計図書等入札関係書類の購入、郵送に係る費用は、入札参加者の負担となります。また、入札を辞退した場合や入札が中止となった場合でも一切返金はいりません。
- (3) 入札参加申請書等に虚偽の記載をした者には、熊取町入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。

- (4) 入札の延期、中止については、競争入札参加者心得第8条のとおりとします。
- (5) 提出された資料については、原則返却しません。
- (6) 当該入札に関し談合等不正行為が明らかになった場合、契約条項第51条の2により違約金等の請求を行います。(契約条項は熊取町役場本館1階住民情報コーナーにて閲覧できます。)
- (7) 入札を辞退する場合は、入札開始時刻までに入札辞退届により届出してください。
- (8) 入札関係諸様式は本町のホームページからダウンロードしてご使用ください。
 - ① 入札関係書類送付請求書
 - ② 質疑書
 - ③ 委任状(開札立会)
 - ④ 入札辞退届
 - ⑤ 同種業務受注実績調書